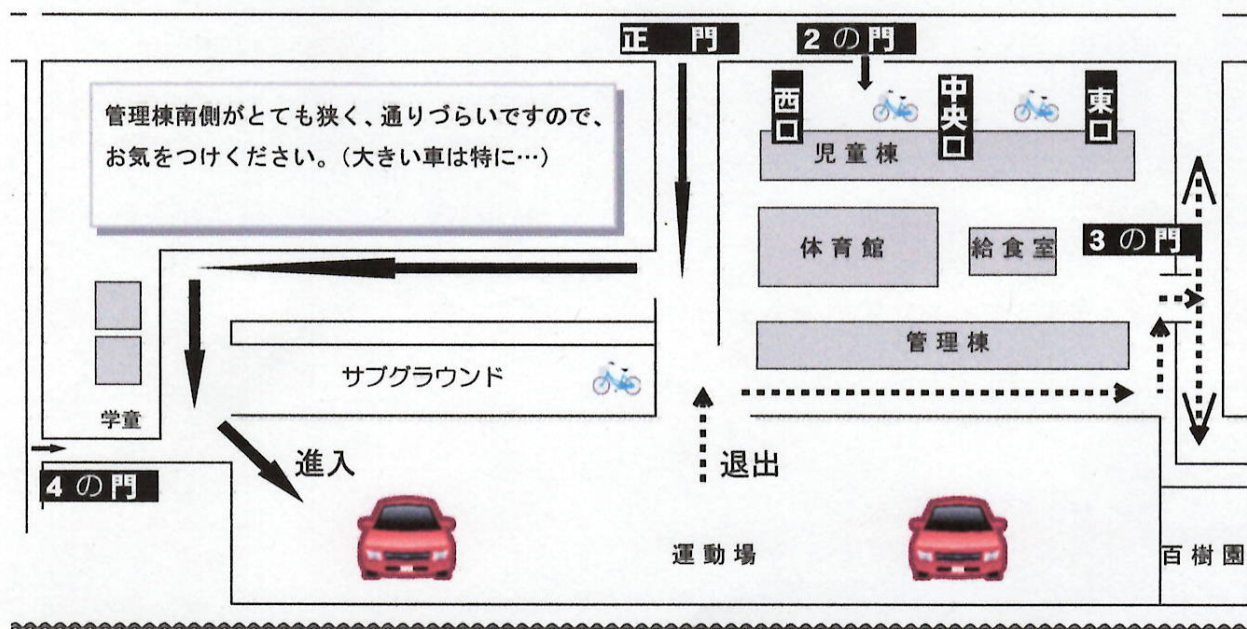


図1 進入時・退出時経路



2 児童引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（大地震、大規模洪水等）が発生し、大きな被害が出た時
- 不審者が学校に侵入し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがある時
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、児童に危害が及ぶ恐れがある時等

3 児童引き渡しについての連絡手段

（1）通信手段（携帯メール等）が使えるとき

児童引き渡しを実施する場合は、学校から、保護者あて緊急メール等により連絡し、依頼します。

（2）一切の通信手段が途絶し、連絡できないとき

学校に児童を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

「2 児童引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

4 引き渡し場所

原則、学校を引き渡し場所とします。

5 引き渡しの方法

「1（3）引き渡しの方法」により、引き渡しを行います。

※ 引き取り後の児童の安全確保、心のケアに十分ご配慮ください。

※ 大規模災害等発生時は、原則、徒歩又は自転車とし、車での来校はご遠慮ください。